

1 議案名

職員の旅費に関する条例第二条第二項の規定による教育職員の職務の等級を定める訓令の一部を改正する訓令について

2 制定理由

地方公務員法の一部が改正され、定年前再任用短時間勤務の制度が設けられたことに伴い、所要の整備を行う必要がある。

教育政策課

# 職員の旅費に関する条例第二条第二項の規定による教育職員の職務の等級を定める訓令の一部改正について

教育政策課

## 1 訓令改正の理由

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部が改正され、定年前提用短時間勤務の制度（※）が設けられたことに伴い、所要の整備を行う必要がある。

（※）定年前提用短時間勤務の制度とは、60歳に達した日以後定年前提退職した職員について、本人の希望により、短時間勤務の職（任期は本人の定年年齢まで）に採用することができる制度をいう。なお、定年引上げ期間中においては、現行と同様の暫定的な再任用制度が措置されており、本人の定年年齢から65歳までは、暫定再任用職員として勤務することができる。

## 2 訓令改正の概要

定年前提用短時間勤務の制度が設けられたことに伴い、現行の「再任用職員」の規定をおく規定を改めることとする。

## 3 施行期日（等）

令和5年4月1日（地方公務員法の一部改正及び定年延長関係条例の施行の日）

暫定再任用職員は、定年前提用短時間勤務職員とみなして、改正後の訓令の規定を適用することとする。

条例等立案表

<p>題名 職員の旅費に関する条例第二条第二項の規定による教育職員の職務の等級を定める訓令の一部を改正する訓令</p>	<p>課(室)名 教育政策課</p> <p>担当者名 近藤 渚</p> <p>電話番号 三二〇八</p>
<p>制定理由 地方公務員法の一部が改正され、定年前再任用短時間勤務の制度が設けられたことに伴い、所要の整備を行う必要がある。</p>	<p>あらまし 一 定年前再任用短時間勤務の制度が設けられたことに伴う所要の整備を行うこととした。 二 この訓令は、令和五年四月一日から施行することとした。 三 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の職員の旅費に関する条例第二条第二項の規定による教育職員の職務の等級を定める訓令の規定を適用することとした。</p>
<p>予算上の措置 関係法規 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号） 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年徳島県条例第四十一号）</p>	<p>法令審査会 要・否</p>

職員の旅費に関する条例第二条第二項の規定による教育職員の職務の等級を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年 月 日

徳島県教育委員会教育長 榊 浩 一

職員の旅費に関する条例第二条第二項の規定による教育職員の職務の等級を定める訓令の一部を改正する訓令

職員の旅費に関する条例第二条第二項の規定による教育職員の職務の等級を定める訓令（昭和六十年徳島県教育委員会訓令第五号）の一部を次のように改正する。

本則の第一号の表中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改め、本則の第二号の表中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

#### 附 則

- 1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項の規定により採用された職員とみなして、改正後の職員の旅費に関する条例第二条第二項の規定による教育職員の職務の等級を定める訓令の規定を適用する。

職員の旅費に関する条例第二条第二項の規定による教育職員の職務の等級を定める訓令（昭和六十年徳島県教育委員会訓令第五号） 新旧対照表

改正案	現行
<p>職員の旅費に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第九号）第二条第二項の規定による徳島県学校職員給与条例（昭和二十七年徳島県条例第四号）第四条第一項第三号に規定する行政職給料表による職務の等級に相当する行政職給料表の適用を受けない者のうちの教育職員についての職務の等級は、次の表に定めるところによる。</p> <p>一 定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十二条</u>の四第一項）の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）以外の職員</p> <p>二 定年前再任用短時間勤務職員</p> <p>（略）</p>	<p>職員の旅費に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第九号）第二条第二項の規定による徳島県学校職員給与条例（昭和二十七年徳島県条例第四号）第四条第一項第三号に規定する行政職給料表による職務の等級に相当する行政職給料表の適用を受けない者のうちの教育職員についての職務の等級は、次の表に定めるところによる。</p> <p>一 再任用職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十八条</u>の四第一項又は<u>第二十八条</u>の五第一項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）以外の職員</p> <p>二 再任用職員</p> <p>（略）</p>